

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	南九州市 予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和8年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、 予防接種記録情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154項 番号法第19条第9号 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康課、こども未来課
②所属長の役職名	福祉健康課長、こども未来課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を移す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含むUSBメモリは、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

「 十分に行っている 」

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

「8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限されている。

・特定個人情報を移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。

・作業に用いるUSBメモリは、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用のものを使用している。

・情報が入っているパソコンは、USBが利用できない使用になっており、作業に用いるUSBメモリ使用する際は、毎回、システム管理部局に承認を行っている。

＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。

・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。

これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I－5－②	健康増進課長 松清 浩一	健康増進課長 有水 志郎	事後	
平成31年4月22日	I－5-②所屬長	健康増進課長 有水 志郎	健康増進課長	事後	
平成31年4月22日	IV リスク対策		項目の追加	事後	
令和4年5月20日	I－4－②	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2.3項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2.17,18,19の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2.3項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2.17,18,19の項	事後	
令和6年5月2日	I－5－①	健康増進課	福祉健康課	事後	
令和6年5月2日	I－5－②	健康増進課長	福祉健康課長	事後	
令和7年5月20日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項	番号法第9条第1項 別表 14の項	事後	
令和7年5月20日	I－4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2.3項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2.17,18,19の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項	事後	
令和7年5月20日	I－5-①部署	福祉健康課	福祉健康課、こども未来課	事後	
令和7年5月20日	I－5-②所屬長の役職名	福祉健康課長	福祉健康課長、こども未来課長	事後	
令和7年5月20日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	令和6年5月2日時点	令和7年5月20日時点	事後	
令和7年5月20日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	令和6年5月2日時点	令和7年5月20日時点	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業判断の根拠	－	・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報に移す際(USBメモリを使用する場合を含む)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含むUSBメモリは、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	－	十分である	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 判断の根拠	－	・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されている。 ・特定個人情報に移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・USBメモリは、事務所以外の持ち出しはなく、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年7月24日	I－1-② 事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。	事前	
令和8年7月24日	I－1-③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム	事前	
令和8年7月24日	I－2 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、予防接種記録情報ファイル	事前	
令和8年7月24日	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表 14の項	番号法第9条第1項 別表 14の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項	事前	
令和8年7月24日	I－4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、26、153、154項 番号法第19条第9号 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25、27、28、29、153の項 番号法第19条第9号	事前	
令和8年7月24日	Ⅱ-1-いつ時点の計数か	令和7年5月20日時点	令和8年7月24日時点	事後	
令和8年7月24日	Ⅱ-2-いつ時点の計数か	令和7年5月20日時点	令和8年7月24日時点	事後	
令和8年7月24日	IV リスク対策 11 判断の根拠	・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されている。 ・特定個人情報に移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・USBメモリは、事務所以外の持ち出しはなく、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されている。 ・特定個人情報に移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・作業に用いるUSBメモリは、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用のものを使用している。 ・情報が入っているパソコンは、USBが利用できない使用になっており、作業に用いるUSBメモリを使用する際は、毎回、システム管理部局に承認を行っている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務> ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとDX審査支払機構の医療保険者等向け中間サーバは、Public Medical Hubを経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 ・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時にLGWAN回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	事前	